

放送を巡る諸課題に関する検討会（第9回）議事要旨

1. 日時

平成28年6月24日（金） 14時30分～16時00分

2. 場所

総務省8階第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

多賀谷座長、新美座長代理、岩浪構成員、大谷構成員、奥構成員、北構成員、清原構成員、近藤構成員、宍戸構成員、鈴木構成員、長田構成員、三尾構成員、三膳構成員

（2）オブザーバ

（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

高市総務大臣、福岡総務審議官、山田大臣官房長、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、久恒同局放送技術課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、藤波同局放送政策課企画官

（4）ヒアリング参加者

日本放送協会

4. 議事要旨

（1）日本放送協会からのヒアリング

- ・ 日本放送協会（NHK）から、資料9-1の質問項目について、資料9-2に沿って説明。

<質疑応答>

【宍戸構成員】

- ・ 資料9-1の2ページにVFMの紹介があるが、これは一時点での調査概要である。こういった研究を積み重ねていき、経時的に分析して、あるべき受信料の額、視聴者の評価などについて大きなトレンドを見ながらNHKでご判断いただきたい。
- ・ 資料9-1の13ページで、契約収納活動についての諸外国の事例をご紹介いただいた。フランスとイタリアには受信機未設置申告がない場合は設置と推定する仕組みがあると承知している。日本でもこういう仕組みをとったらどの程度契約収納率の向上が見込めるのか。あるいは、これらの国の制度に補足説明があれば教えていただきたい。

【NHK松原理事】

- ・ どのような仕組みができるかによって、契約収納活動における有効性が異なってくるため、今の段階で具体的な数字を出すことは困難であるが、我が国でも居住情報の活用や受信機未設置の申告を必要とするような制度ができれば、支払率の向上が見込めるものと認識している。

【清原構成員】

- ・ 資料9-1の14ページの住民基本台帳の閲覧については、法律では原則非公開であるが、住民基本台帳法第11条の2に基づき、各市町村長の判断により閲覧することができる。そこで、現在、契約収納活動における困難性を軽減する観点から、住民基本台帳の活用の研究をされているとのことだが、研究の上での困難性があれば教えていただきたい。

【NHK松原理事】

- ・ あくまで研究している事例をご紹介したもののだが、そもそも全ての人の個人情報を把握したいとは考えていない。NHKとしても受信契約の届出をいただく体制を整備した上で、それでも法律に基づく契約の届出をいただけない方に活用を限定することも一つの方法だと考えている。その辺をご理解いただければと考えているが、現状の住民基本台帳の活用は制限的に運用されていることも承知している。

【清原構成員】

- ・ 契約収納活動における住民基本台帳の閲覧の可否について、市町村長の個別判断に委ねられるような状況であれば、その活用を進めることはなかなか困難である。閲覧の理由として訴訟の提起そのものが目的であれば別かもしれないが、曖昧な段階での閲覧の可否については判断が難しい。法解釈上どうするのが妥当か、専門家の知見なども得て研究していただきたい。

【北構成員】

- ・ 収納率、支払率の向上について非常に間接的な書き方をされているが、現行法の範囲内では実現困難と書かれた上で、諸外国の事例を紹介していただいているところを見ると、要は、現行法の枠組みを変えることも含めて検討してほしいということによろしいか。

【NHK松原理事】

- ・ 何らかの変更がなされるのであれば、受信料の公平負担の徹底に向けて、現行制度よりも支払率の向上が図れるのではないかと考えている。

【奥構成員】

- ・ 契約収納活動において、コストが全く見合っていない実情をどうにかすべき。
- ・ 放送を視聴できないのであれば受信料を払わなくてもいいという考え方に立てるならば、B-CASカードなどで鍵をかけ、受信料を払っている方のみ見られるようにしつつ、有事の場合には開放することも考え得る。これらは技術的に可能だと思うが、そこまで踏み込む考えはあるか。

【NHK松原理事】

- ・ 有料放送のように、スクランブルをかけて受信料を払った方のみ解除するのも一つの方法だが、NHKは全国あまねく公共放送サービスをとどけることになっている。技術的には可能であるが、今のNHKの立場からいうとなかなかできないと考えている。

【三尾構成員】

- ・ 資料9-1の14ページの研究事例について、若年層にテレビを持っていない人が多い中、本当に持ってない人に対してもダイレクトメールが行き、民事手続になってしまうのではないかと。テレビを持っていない場合は申告の義務を課するという法改正をした上で、申告しなければ民事手続対象になるということであれば構わないと思うが、現行法の下ではこの手続きは難しいのではないかと。
- ・ 資料9-1の23ページについて、東京オリンピックを目指した、NHKの今後の取り組みの計画を示して頂きたかった。特に若者がスマホやタブレットで放送、NHKを見なくなる仕組みを作っていくと、受信料を払おうということにはならないのではないかと。
- ・ テレビを保有していない人にとっては、通信による放送番組の視聴がなければ受信料を払う根拠もないため、支払率の数字をあげていくことは難しいのではないかと。したがって、今後は通信による放送番組の配信が不可欠なのではないかと思う。NHKは民放に比べてできる環境にあるため、先進的に進めて頂きたい。

【NHK松原理事】

- ・ 資料はシンプルに書いてあるので誤解を与えたかもしれないが、現在の契約収納活動の取組としては、最初から民事手続をするのではなく、訪問などにより受信機の設置を確認した上で、NHKの受信料に対する理解促進をはかり、それでも納得いただけない場合の最後の手段として行っているものである。テレビを保有していない方を民事手続の対象にすることを研究しているものではない。テレビを保有していないことを申し出る仕組みができれば、契約収納活動の困難性は軽減できると考えている。ただし、現行制度においては、自らテレビを保有していて契約を申し出る数も相当限られており、少しでも支払率をあげていくための研究事例として紹介したものである。

【NHK今井専務理事】

- ・ NHKビジョンで、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界最高水準の放送サービスを視聴者にお届けしたいと記載しているところ。新サービスについての具体的な計画は3カ年計画の中で具体化されており、現在はその3カ年計画に沿って実施している。
- ・ テレビ放送の常時同時配信は、可能な限り速やかに実現させ、スマホ等にも放送をお届けしたいと考えている。ハイブリットキャスト、見逃しサービスなどについても研究を進めている。

【三膳構成員】

- ・ 今後、公共メディアとして守るべき役割は変わっていくのか。これまでのところ、受信料は端末をベースとして徴収しているが、受信端末自体が変わってきても、端末をベースとして考えていくのか。

【NHK今井専務理事】

- ・ 受信端末自体が変わっていくと、公共放送としての業務内容、受信料負担の在り方についても時代に応じた検討が必要となってくるだろう。ただ、放送法に基づいて業務を行っているため、公共放送を存在させている根本的理由は変わらないと考えている。
- ・ 放送をスクランブル化するという方法は必ずしも今のNHKの存在意義とはマッチしないと考えている。

【三膳構成員】

- ・ 法律などの整備が必要だが、公共放送として全ての者に届けるというのを目標にし、テレビを持たない人からもミニマムの収入をいただくことにするなどもあり得る。
- ・ 何をもって「公共」たりえるのか、それをどうやって担保するのが問われている。

【多賀谷座長】

- ・ 公共放送の本質は、テレビ端末に番組を提供することにあるのか、それともコンテンツを受信端末の種類とは関係なく提供することにあるのか、どちらなのか。

【NHK今井専務理事】

- ・ 番組を制作するだけではなく、社会的意義のある情報を国民の皆様にお届けする、流通させることまでが公共放送の役割だと考える。受信端末が変わっていく場合にどう対応していくかというのが目下の課題である。

(2) 第一次取りまとめ骨子（案）について

- ・ 第一次取りまとめ骨子（案）について、取りまとめ案起草委員会の新美主査より資料9-3に沿って説明。

(3) 意見交換（構成員の主な発言は以下のとおり）

【鈴木構成員】

- ・ 取りまとめ案の内容については全体として適切と考えている。
- ・ 第一次取りまとめ骨子案3ページの最後の○に書いてある内容を、今後も引き続きしっかり守り、発展させるためと言うことをもっと前面に押し出せるといい。
- ・ 新サービスの展開や、非常時を考えると、ネットでのサイマル放送等、ネット経由の放送をきちんと制度として位置づけることが必要である。また、ネット文化を尊重し、ネット関連サービスは可能な限り自由な制度とすることも重要と考える。
- ・ 受信料制度については、払ったものが戻ってくるという視点だけでなく、公共放送の持つ公共的価値まで考える必要があるのではないか。
- ・ 良質な公共放送がその国のソフトパワーになっているという視点から、それをどう支えるかを考えなければ、国際放送等をみんなで支え合うという感じになっていかないと思う。公共放送たるNHKが信頼され、それを我々が負担していくような雰囲気を作り上げていくことが重要なのではないか。

【長田構成員】

- ・ 受信料徴収に関連して、受信機を設置していないという申告をしない者は受信機を設置

しているものと判断するという制度とするのであれば、視聴者が負担している納得感、何を負担しているのかということが理解されることが絶対的に必要である。

- ・ 支出が適正なのかということについても、きちんと第三者の目が入ることが求められるため、単に受信料徴収に係る制度を変えれば受信料徴収率が100%近い数字になる、ということにはならないのではないか。
- ・ 第一次取りまとめ骨子（案）の「2. 課題」の中で、個人情報保護についても検討することのだが、早いタイミングでルール化が必要。次の段階でもう少し書き込んでいただきたい。

【近藤構成員】

- ・ 第一次取りまとめ骨子（案）の「1. 環境変化」のところに、視聴者の番組への参加が多様になっている点をライフスタイルの変化として、前向きな形で追加していただきたい。
- ・ 個人でネット動画を配信して利益を上げている人も出てきているという現状を理解していただきたい。ローカル局にも地方在住のこうした個人の方の活動を世界に発信するプラットフォームを提供していただきたい。

【清原構成員】

- ・ 第一次取りまとめ骨子（案）1ページ目から、「視聴者視点での課題の解決が必要」と記載されており、全体を通して中心的な視点が「視聴者視点」であるということは非常に重要である。
- ・ 9ページには、「国民・視聴者」、とりわけ「高齢者、障害者、外国人等への地域情報、災害情報の提供」ということで、「字幕」、「多言語放送」にも触れられており、これは重要な指摘である。さらに、子どもや青少年の視点も踏まえたニーズ把握と対応も重要である。
- ・ 11ページには、「ビジネスとしての収益性と国民に必要な情報という公益性をいかに両立させていくか」との記載があるが、これは重要な理念であり、全体の取りまとめの中に位置づけられるキーワードではないか。
- ・ 15ページの「新たな時代の公共放送」については、全国あまねくお届けするという役割やネット時代への適応といった本日の議論についても反映していただきたい。また、公共的価値を支える役割についても明確にしていきたい。
- ・ NHKは、ガバナンスの質問には抑制的な回答をされていた。客観的な視点から議論されるべきであるという指摘は重要であるため、骨子案に記載することで、共に公共放送を守るという方向で整理ができれば良いと期待している。

【岩浪構成員】

- ・ 第1回の会合では、インターネットビジネスはユーザの支持を得られないと価値が出ないと指摘し、後のプレゼンでは、テレビは長期間日本人の生活インフラとしてユーザの支持を得てきたと申し上げた。ユーザが変化する現在、テレビは多くの人に視聴されて支持を受け続けなければ公共性を失ってしまうと思う。ユーザ第一という目標は是非明快な形で書いてほしい。
- ・ 長田構成員が指摘されたとおり、個人情報の取扱いは大切であり十分な議論が必要だが、それと同時に、技術革新の中心をなすスマート化とは多分にパーソナライ

ゼーションや頻繁なフィードバックによる最適化を含んでいる。議論の際はこのあたりに対する考慮をお願いしたい。

【三尾構成員】

- ・ 個人情報保護の観点からのガイドラインの見直しは重要だが、I o T社会を見越して考えると、データの価値が増大している状況を踏まえ、放送に関連して蓄積された情報の利活用も忘れてはならない。こうした情報はA Iにも活用されており、日本としても遅れをとらないようにすべき。

【長田構成員】

- ・ データを収集・利活用するに当たっては、プロセスが透明化されており、視聴者にとって分かりやすいことが大切である。早い段階でルール化するよう議論することが大切であり、一切の利活用を否定している訳ではない。

【三膳構成員】

- ・ 今回の取りまとめでは、「放送局」を中心として方向性を取りまとめたものと理解した。放送事業者がプロフェッショナルとしてやるべきことはたくさんあり、広くあまねく届けるといったメカニズムや経営の仕方は参考になる部分もあると考えている。放送事業者がプロフェッショナルとしての役割を果たすため、より視聴者の視点を取り入れることが重要である。

【奥構成員】

- ・ 従来のようにテレビ受信機でテレビ放送を視聴するものだけが「放送」というのではなく、インターネット経由でスマホ等への配信も含めて放送と定義して、放送の制度にほころびがでている部分についても対応してほしい。その上で双方向性など新しいサービスができるようにしてほしい。

【大谷構成員】

- ・ 地域情報の発信の仕方に関連して、NHKの内部管理の指標として、骨子案にまとめられたような視点で再構成・再定義して見直されるべきではないか。
- ・ ネット活用業務については、受信料財源で実施するという観点から、公共的価値を十分考慮してきたとのご説明であったが、メディアの環境変化を踏まえて、ネット活用業務が放送サービスの補完という位置づけについてどう捉えていくかという点について、NHK自身の検討を情報提供いただくとともに、共に検討していきたいと考えている。

【多賀谷座長】

- ・ 放送が通信に近づいていくというとき、放送事業者は通信を補足的に利用するといったような話を聞いたが、放送事業者が生き残るためには通信を使いつつ、通信事業者と違うことをしていかなければならない。

(以上)